

# 長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金

～ ご寄付のお願い ～

長野県産業労働部労働雇用課

長野県では、従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対し、「長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金」を設け、企業の返還支援額の一部を助成しています。

その狙いは、働きやすい職場環境を有し、若者の定着が見込まれる県内優良企業を増やし、企業の担い手となる若年人材不足の解消につなげるためです。

この「長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金」は、県からの出資金のほか、本制度の趣旨に賛同いただいた企業からの寄付金を財源としております。

ぜひこの基金へのご寄付をご検討いただけますと幸いです。



従業員への奨学金返還支援の負担額を助成します。

年間20万円の返還支援する法人の例

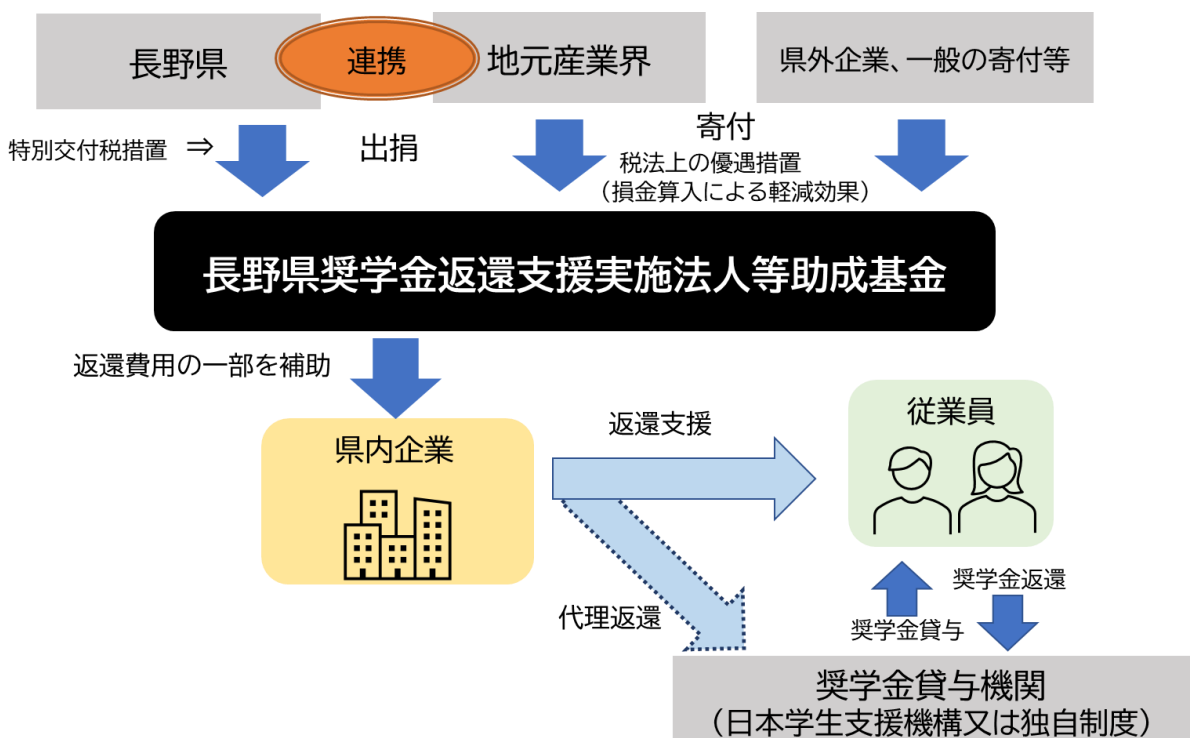
企業負担 20万円 → 10万円 ← 企業負担の1/2を助成 (100,000円)

進学率の上昇や進学費用の高騰により、新社会人の半数以上が進学時の奨学金を返還しています。その負担が社会問題となっており、法人が自ら返還を肩代わりする時代となっています。これに対応して、県や一部の市町村では奨学金返還費用の一部を補助する制度を実施しています。自社のCSR活動の拡大や継続に向け、この補助制度の利用をご検討ください。

詳細・申請書等はウェブサイトをご覧ください。  
ソニー・ナガノ <https://www.shukatsu-nagano.jp/scholarship>  
[長野県奨学金返還支援制度] [検索]

長野県  
NAGANO  
〒380-8501 長野県長野市東千代4-2  
TEL:026-255-7118 FAX:026-255-7327  
E-mail:csk@pref.nagano.lg.jp

## <長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金を通じた助成事業の概要>



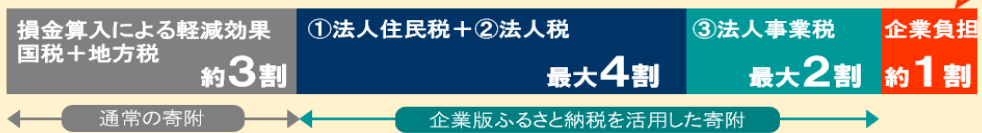
ご寄付のメリット	
県専用ホームページ、県作成のチラシに企業（団体）名を掲載します。 奨学金返還支援の応援企業（団体）としてPRができます。	
県内企業の場合	県外本社企業の場合
一般寄付として税法上の優遇措置が受けられます。 （寄付額の約3割の軽減効果）	企業版ふるさと納税の対象事業となります。 （詳細は以下をご参照ください。）

### <企業版ふるさと納税とは>

志ある企業の皆様が、寄付を通じて、地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

- ・本社所在地が長野県以外の企業が対象となります。
- ・寄付額は1回当たり10万円以上が対象となります。
- ・寄付金額は事業費の範囲内までとなります。

軽減効果最大  
約9割に！



詳しくは、内閣府地方創生推進事務局の企業版ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou\\_furusato.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html)

なお、長野県の企業版ふるさと納税については、こちらをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/kensei/shisaku/kigyobanfurusatouzei/soudanmadoguchi.html>



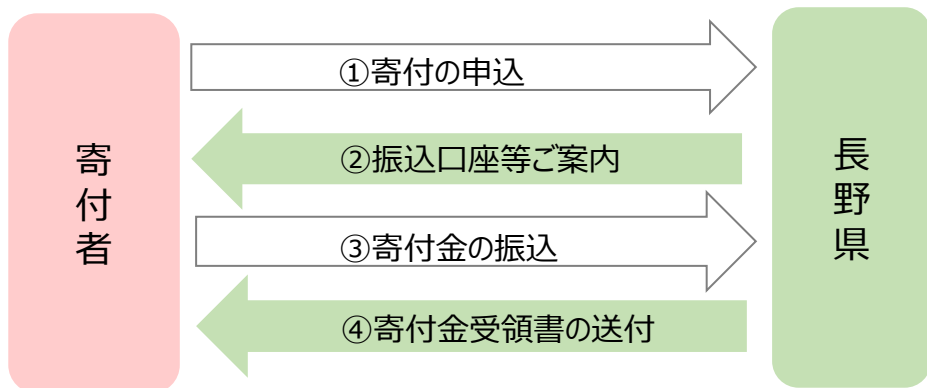
企業版ふるさと納税ポータルサイト



長野県企業版ふるさと納税

税額控除の特例措置の令和7年度以降の取扱いは未定です。（令和6年7月時点）

### <ご寄付の流れ>



ご寄付された方へは、損金及び寄付金控除等を受けるための証明書として寄付金受領書を送付します。税制上の制度に関する詳細は、管轄税務署へお問い合わせください。

### 寄付、事業に関する問合せ先



長野県  
Nagano Prefecture  
産業労働部 労働雇用課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県 産業労働部 労働雇用課 労働環境係 櫻井、日下部  
 電話番号 026-235-7118（直通）  
 ファックス 026-235-7327  
 電子メール rodokoyo@pref.nagano.lg.jp